



特定操縦免許講習

■ 特定操縦者免許 移行講習

2026' 3/31 まで→

実技免除コース

24,000 (税込) 円

(自己申請の場合)

※乗船履歴の証明が可能なら

学科講習：4時間

不合格の場合は追試験あり有料

■必要な書類

※履歴限定あり平水区域で乗船可能な特定「限」での必要書類

- ①乗船履歴証明書(旅客/遊漁)
3か月以上の乗船履歴証明
- ②労働条件通知書の写し
または
旅客船事業の届出(旅客)
業務規程別表1,2(遊漁),その他
- ③お申込書+受講確認書
- ④証明写真2枚(35mm×45mm)
- ⑤有効な船舶免許証の写し

住所変更がある場合のみ本籍記載の住民票1通

■海事代理士へ免許発行を委任する場合

- ⑥海事代理士委任状+17,000円(税込)

計 41,000 円

学科+実技コース

108,000 (税込) 円

(自己申請の場合)

※乗船履歴等の証明が出来ない方

学科講習：4時間
実技講習：4～7.5時間

不合格の場合は追試験あり有料

■必要な書類

- ①お申込書+受講確認書
- ②証明写真2枚(35mm×45mm)
- ③有効な船舶免許証の写し

住所変更がある場合のみ本籍記載の住民票1通

※実技講習時間

- 1名乗船：4時間
- 2名乗船：6時間
- 3名乗船：7.5時間

※沿海区域以遠での乗船履歴を1年以上積み上げる事が出来ない場合は履歴限定：特定「限」で免許発行となります。

■海事代理士へ免許発行を委任する場合

- ④海事代理士委任状+17,000円(税込)

計 125,000 円

特定操縦者免許コース

123,000 (税込) 円

(自己申請の場合)

※新規で特定操縦者免許をご取得される方

学科講習：4時間
救命講習：7時間
実技講習：4～7.5時間

不合格の場合は追試験あり有料

■必要な書類

- ①お申込書+受講確認書
- ②証明写真2枚(35mm×45mm)
- ③有効な船舶免許証の写し

住所変更がある場合のみ本籍記載の住民票1通

※実技講習時間

- 1名乗船：4時間
- 2名乗船：6時間
- 3名乗船：7.5時間

※免許の発行は履歴限定：特定「限」で免許発行となります。

■海事代理士へ免許発行を委任する場合

- ④海事代理士委任状+17,000円(税込)

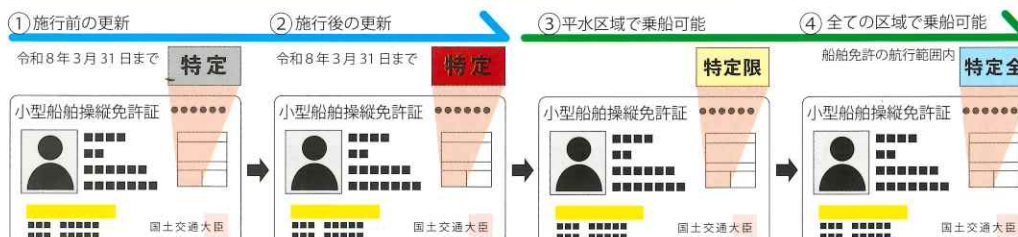
計 140,000 円

注意事項

一定の乗船履歴が無い場合、小型旅客船/遊漁船に船長として乗船できる航行区域が【平水区域に限定】されます。沿海区域以遠を航行する小型旅客船/遊漁船となる為には一定の乗船履歴を積むことにより【限定解除】を行う必要があります。履歴無しで免許を発行してしまうと、小型旅客船/遊漁船船長として沿海区域の航行が出来なくなります。沿海区域以遠を航行する予定のある方は【乗船履歴を付けてから免許発行】する事をお勧めしております。

特定「全」履歴限定無しで、移行講習の受講を希望される方は必要書類が各々異なる為、事前にご相談ください。

詳しくは→



【国土交通省登録 登録番号 中特講4号】

ROYAL マリンライセンス ロイヤル 東京
〒104-0054 東京都中央区勝どき3丁目15-3 本橋ビル3階

<https://www.marine-license.com>

TEL: 03-5547-1929

第二級海上無線技士

通称名『国際 VHF』と呼ばれる 150MHz 帯の電波を利用した全世界共通の海上無線通信網です。

総務省が船舶間共通通信システムの導入を行った事で大型船同士だけでなく、大型船と小型船、小型漁船とプレジャーボートのように「国際 VHF」を搭載している船舶同士で容易にコミュニケーションが取れるようになりました。また、海上保安部の陸上にある無線局とも通信が出来る為、海の安全に欠かせないものとなっております。この「国際 VHF」を操作するのに必要な資格が「海上特殊無線技士」でマリンライセンスロイヤルでは「第二級海上特殊無線技士」養成課程の講習を行います。最近ではヨットレース・ビルフィッシュトーナメントなどの参加条件に国際 VHF の運用が求められる場合も増えてきております。

【養成コース】



DSC機能について

遭難時にボタン一つで自動的に遭難信号を送ることができ、他の船舶の遭難信号も自動で受信します。GPS受信機と連携して位置・時間などの情報も含めることで救難機関などの迅速な救助活動に役立ちます。

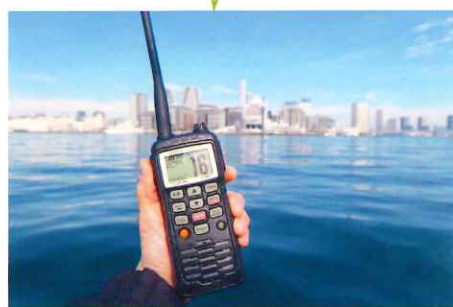


デジタル選択呼出し機能と呼ばれ、緊急時に接続された GPS で得た位置情報と避難信号を周囲の船舶や応答できる海岸局に送信できる機能です。

【2日間で取得可能・受講後すぐに修了審査・免許発行は約1か月後】

第二級海上特殊無線技士

38,500 (税込) 円



第二級海上特殊無線とは？

■必要な物

住民票 1 通（本籍記載・マイナンバー非掲載）
写真 3 枚（縦 3 cm × 横 2.4 cm）

第二級海上特殊無線技士は国家資格の為、本来であれば国家試験を受験しに行かなければならないのですが、マリンライセンスロイヤル東京が行う養成課程を修了する事で、当該資格の無線従事者国家試験に合格したと同等の資格を得る事ができます。

詳しくは



国際 VHF を操作する為、小型船舶に無線機を設置する為に必要な資格で無線従事者の 1 つとなります。無線従事者の資格は【総合・海上・航空・陸上・アマチュア】など大きく 5 つに分類されその種類は 23 にものぼります。その中の海上特殊無線技士は、海上関係の無線局の無線設備の操作を行う為のものであり、海上無線従事者の資格だけでも 8 つに分類されています。

例) 第 1 級海上特殊無線技士：船上保守をしない GMDSS 対応の漁船の船舶局、商船が装備した国際 VHF 無線電話などの無線設備。

例) 第 2 級海上特殊無線技士：漁船や沿海を航行する内航船舶の船舶局、VHF による小規模海岸局などの無線設備。

例) 第 3 級海上特殊無線技士：沿岸海域で操業する小型漁船やプレジャーボートの船舶局の無線電話などの無線設備。

マリンライセンスロイヤルでは、この中の【第 2 級海上特殊無線技士】の養成講習を行います。この資格は国家資格であり国内通信であれば高出力の 25W 運用が可能です。また自船の位置情報を送信可能な DSC 機能や高出力レーダーの運用も可能です。

国土交通省登録 小型船舶教習所【中小教第10号】

ROYAL マリンライセンス ロイヤル 東京

〒104-0054 東京都中央区勝どき3丁目15-3 本橋ビル3階

<https://www.marine-license.com>

TEL: 03-5547-1929